

平成30年（行ウ）第33号 未払賃金請求事件

副本直送

原告

■■■■■■■■■■

被告

埼玉県

準 備 書 面 (5)

令和2年2月14日

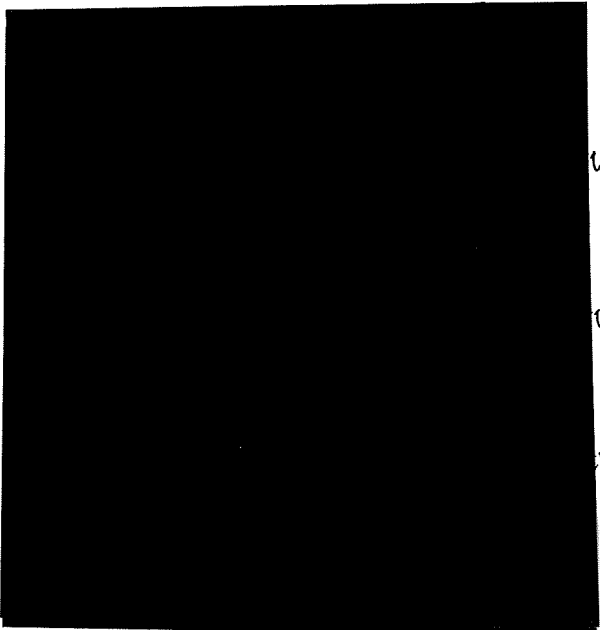
さいたま地方裁判所第5民事部合議係 御中

被告訴訟代理人弁護士

被告指定代理人

同

同



第1 原告準備書面⁶₅の主張に対する認否

1 第1について

(1) 1について

認否に及ばず。

(2) 2について

ア 1行目から3行目まで

認否に及ばず。

イ 4行目から14行目まで
争う。

給特法の解釈及び超勤4項目以外の業務に係る時間外勤務の考え方については、従前の主張のとおり。(被告準備書面(1)等を参照)

(3) 3について

ア 1行目から4行目まで
認める。

イ 5行目から8行目まで
争う。

職員会議は校長の職務の円滑な執行を補助する機関であり、意思決定権限を有していない。校務運営の意思決定は職員会議等において、校長が所属教員からの意見を聴き、最終的に校長が自らの権限と責任において行うものである。よって、職員会議における合意と校長の職務命令は同義ではない。(乙16)

2 第2について

(1) 1について

ア (1)について
(ア) アについて
認める。

(イ) イについて

原告がほうきや雑巾が所定の位置にかけてあるかを確認していたとする点は不知、その余は争う。

清掃用具の確認手順は各教員により異なる。

(ウ) ウについて
争う。

落とし物の整理の方法は各教員により異なる。

イ (2) について

(ア) 1行目から8行目まで

「服務・内規等確認事項」により、落とし物の整理が義務付けられていたとする点は否認し、その余は認める。

「服務・内規等確認事項」には落とし物の整理の記載はない。なお、「服務・内規等確認事項」に記載されている整理・整頓・清掃は教員自身の身の回りに係る行動規範を定めたものである。

(イ) 9行目から11行目まで

教室の整理整頓・掃除用具の確認・落とし物の整理を原告が自発的に行っていたかは不知、その余は認める。

ウ (3) について

争う。

教室の整理整頓・掃除用具の確認・落とし物の整理に要する時間は各教員により異なる。

(2) 2について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

(ア) 1行目から3行目まで

点検修理及び報告を行うことが命じられていたとの点は否認ないし争い、その余は認める。

教室の点検修理及び報告の方法は安全部の教員からの提案について職員会議で協議し、各教員の共通理解を図ったのであり、校長から原告に対して点検修理及び報告を行うことを直接命じたことはない。

(イ) 4行目から5行目まで

義務付けられていたとの点は否認ないし争い、その余は認める。

教室等の施設の異常箇所について、自分で修理するよう校長から原告に対して直接命じたことはない。

ただし、簡易な修理は各担任にお願いしている。

(ウ) 6行目から8行目まで

原告が自発的に行っていたかは不知、その余は争う。

前述のとおり、校長から原告に対して教室の点検修理及び報告を行うことを直接命じたことはない。

ウ (3) について

争う。

教室の点検・修理及び報告に要する時間は各教員により異なる。

(3) 3について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

(1) 1行目から7行目まで

認める。

(2) 8行目から12行目まで

教室の掲示物の管理業務を原告が自発的に行ったか否かは不知、その余は争う。

教室の掲示物の管理は校長から命じられて行うようなものではなく、教員の本来的業務である。

ウ (3) について

争う。

教室の掲示物の管理・確認に要する時間は各教員により異なる。

(4) 4について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

(1) 1行目から6行目まで

掲示物へのペン入れが校長の明示的な指示に基づき行った業務であるとする点は争い、その余は認める。

掲示物へのペン入れを校長が原告に対して直接命じたことはない。ただし、掲示物へのペン入れは校長から命じられて行うようなものではなく、教員の本来的業務である。

(2) 7行目から9行目まで

原告が掲示物へのペン入れを自発的に行ったか否かは不知、その余は争う。

前述のとおり、掲示物へのペン入れを校長が原告に対して直接命じたことはない。

ウ (3) について

2日に1回程度ペン入れを行う教員がいることは認め、その余は争う。

掲示物のペン入れに要する時間は教員によって異なる。なお、廊下に掲示していた絵画等に原告がペン入れをしていないことは多々あった。

(5) 5について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

作文のペン入れ業務を原告が自発的に行っていたかは不知、その余は認める。

ウ (3) について

国語の作文作成の授業は、年間で少なくとも5単元であるとする点は認め、

その余は争う。

作文のペン入れに要する時間は担当学年や作文内容によって異なる。また、ペン入れの方法も各教員によって異なるため、所要時間も異なる。

(6) 6について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

(ア) 1行目から6行目まで

認める。

(イ) 7行目から8行目「委ねられていたが、」まで

不知。

(ウ) 8行目「近年では、」から10行目まで

争う。

各学校により異なる。

(エ) 11行目から12行目まで

掲示物の作成を原告が自発的に行ったか否かは不知、その余は否認ないし争う。

校長から教員に対して掲示計画の基本案（甲48）は示しているが、学級毎に創意工夫をしながら掲示物の配置場所を決めている。実際には、年間を通して掲示計画の基本案通りに掲示されるわけではなく、担任により掲示物は様々である。基本案どおりに行わないことについて、校長から原告に対して指導したことはない。なお、掲示物の作成は校長から命令されて行うようなものではなく教員が行うべき本来的業務である。

ウ (3) について

争う。

教室内の掲示物は各教員の創意工夫によるところが大きく、所要時間や作

成頻度は各教員によって異なる。また、担任だけではなく、各事務分掌を担当する教員が作成するものもある。

(7) 7について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

授業の準備が校長から命じられて原告が義務付けられた業務であるとする点は争い、授業の準備を原告が自発的に行っていたかは不知、その余は認める。

授業の準備について、校長から原告に対して直接命じたことはない。ただし、授業の準備は校長から命じられて行うようなものではなく、教員の本来的業務である。

ウ (3) について

(ア) 1行目から6行目まで

認める。

(イ) 7行目から11行目まで

原告が自宅で教材研究を行っていたとの点は不知、その余は争う。

教材研究の所要時間は授業の内容や、教員の経験年数などによって異なる。なお、在校時間だけでは終わらないとまでは言えない。

(ウ) 12行目から16行目まで

争う。

授業前日の準備に要する時間は各教員により異なる。

(8) 8について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

提出物の内容確認を原告が自発的に行ったかは不知、その余は認める。

ウ (3) について

原告が年3回、児童からドリルノート等を預かり、その内容をまとめて確認していたとの点は不知、その余は争う。

ドリルノートの確認方法や所要時間は各教員により異なる。

(9) 9について

ア (1) について

認める。

ただし、平成29年度については朝会時に各学年の担任の一部が教室に残り、学年の児童を監督する方法を採っていた。

イ (2) について

(ア) 1行目から3行目まで

職員会議により、各クラスでの実施スケジュールが決定されていたとの点は否認ないし争い、その余は認める。

第1の1(3)イで主張したとおり、職員会議は意思決定権限を有しておらず、校長が自らの権限と責任で決定した業務である。

(イ) 4行目から5行目まで

朝自習の準備作業を原告が自発的に行ったかは不知、その余は認める。

ウ (3) について

争う。

朝自習の準備に係る所要時間や頻度は各教員により異なる。

(10) 10について

ア (1) について

(ア) 1行目から2行目まで

認める。

(イ) 3行目から6行目「なっている。」まで

不知。

(ウ) 6行目「その他」から7行目まで

認める。

(エ) 8行目から10行目まで

認める。

イ (2) について

ドリル・プリント・小テスト・業者テストの丸付けを原告が自発的に行つたかは不知、その余は認める。

ウ (3) について

(ア) 1行目から3行目まで

争う。

ドリル・プリント・小テストの丸付けに要する時間及び丸付けの枚数は、児童数や学年等によって異なる。

(イ) 4行目から7行目まで

否認ないし争う。

業者テストの採点に要する時間は、児童数や学年、教科、問題の種類(記述式、選択問題等)によって異なる。一般的にはテスト1枚当たりの丸付けに要する時間が60分を超えることはない。

なお、平成30年度において原告のクラスが実施した業者テストは合計44枚である。(乙23の1から3)

(11) 11について

ア (1) について

(ア) 1行目から6行目まで

認める。

(イ) 7行目から10行目まで

不知。

イ (2) について
認める。

ウ (3) について
争う。

出席簿の整理・授業時間数の集計に要する時間は教員により異なる。なお、出席簿は原則毎日記入するものであるが、1日分の記入であれば、1分もかからない。

(12) 1 2 について

ア (1) について
認める。

イ (2) について
認める。

ウ (3) について
健康診断票を年1回提出することは認め、その余は争う。
健康診断票の作成に要する時間は各教員により異なる。

(13) 1 3 について

ア (1) について
認める。

イ (2) について
日直の仕事を原告が自発的に行ったかは不知、その余は認める。

ウ (3) について
学級日誌の作成は、最低でも20分を要する作業であるとする点は争い、その余は認める。

学級日誌の作成に要する時間は各教員により異なる。

(14) 1 4 について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

認める。

ウ (3) について

(ア) 1行目から2行目「しており、」まで

不知。

(イ) 2行目「1回当たり」から3行目まで

争う。

週案簿の作成に要する時間は各教員により異なる。

(15) 15 について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

(ア) 1行目から3行目まで

学年花壇を校長が設置したものであるとする点は否認し、その余は認める。

花壇の設置は■■市が行ったものである。

(イ) 4行目から6行目まで

原告が自発的に行った業務ではないとする点は不知、その余は争う。

学年花壇の利用は理科や生活科の学習に欠かせないものであり、花壇の管理も各学年で行っている。校長が直接命じているものではない。

ウ (3) について

争う。

学年花壇の草取り・管理に要する時間や頻度は各学年により異なる

(16) 16 について

ア (1) について

認める。

ただし、児童から集金したお金で学級備品を購入することはなく、消耗品を購入している。

イ (2) について

認める。

ただし、前述のとおり児童から集金したお金で学級備品を購入することはなく、消耗品を購入している。

ウ (3) について

争う。

会計簿の作成や会計報告に要する時間は各教員により異なる。

(17) 17 について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

職員会議で決定した期限との点は否認ないし争い、その余は認める。

第1の1 (3) イで主張したとおり、職員会議は意思決定権限を有しておらず、校長が自らの権限と責任で決定した業務である。

ウ (3) について

(ア) 1行目から5行目まで

通知表の作成は1人の児童につき、所見欄に30分、成績欄に60分の時間を要するとする点については争い、その余は認める。

通知表の作成に要する時間は各教員により異なる。

(イ) 6行目から8行目まで

争う。

通知表の作成に要する時間は、学年や児童数、教員の経験歴等によって異なる。

(ウ) 9行目から11行目まで

通知表の作成に膨大な時間を要するとの点は争い、その余は不知。

通知表の作成に要する時間は各教員により異なる。

(18) 18について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

認める。

ウ (3) について

(ア) 1行目から3行目「い、」まで

認める。

(イ) 3行目「1回当たり」から4行目「12時間である。」まで

争う。

自己評価申告シートの作成時間は教員により異なる。なお、平成30年度における原告の自己評価申告シートは、年度当初の目標及び方策に関する記述、年度末に提出した達成状況の記述が平成29年度とほぼ同じであり、それぞれの作成に6時間を要したとは考えられない。(乙24)

(ウ) 4行目「なお、」から6行目まで

不知。

(19) 19について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

(ア) 1行目から7行目まで

職員会議において決定されたとの点は否認ないし争い、その余は認める。

第1の1(3)イで主張したとおり、職員会議は意思決定権限を有して

おらず、校長が自らの権限と責任で学年便りの掲示場所を決定したのである。

(イ) 8行目から9行目まで

争う。

前述のとおり、校長は学年便りの掲示場所を決定したのであり、校長から原告に対して学年便りの作成を直接命じたことはない。ただし、学年便りの作成は校長から命じられて行うようなものではなく、教員の本来業務である。

ウ (3) について

学年の3人の担任で合計16回分を分担していたこと、原告が年5回担当していたことは不知、その余は争う。

学年便りの作成に要する時間は教員により異なる。なお、本件学校において、学年便りはデータ化されており、前年度のデータを活用して作成しているため、多くの教員は1時間以内で作成している。

(20) 20について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

認める。

ウ (3) について

遠足等の校外学習の下見が勤務時間内に行われること、校外学習が年2回あることは認め、その余は争う。

下見報告書やしおりの作成、校外学習届の作成等に要する時間は教員により異なる。

(21) 21について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

認める。

ウ (3) について

各教室が年1回開催されることは認め、その余は争う。

各教室の準備に要する時間は各教員により異なる。

(22) 22 について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

認める。

ウ (3) について

児童理解研修が年1回であることは認め、その余は争う。

児童理解研修資料の作成に要する時間は各教員により異なる。なお、平成30年度については、原告は児童理解研修資料を作成していない。

(23) 23 について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

チャイム教室の計画作成・保護者への連絡業務について、原告が自発的に行っていたかは不知、その余は認める。

ウ (3) について

児童の保護者の要望も取り入れてチャイム教室の計画を作成していることは認め、その余は争う。

チャイム教室の計画作成に要する時間は教員により異なる。なお、平成30年度については、原告はチャイム教室の計画作成を行っていない。

(24) 24について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

認める。

ウ (3)について

(ア) 1行目から2行目まで

争う。

家庭訪問の計画表作成に要する時間は各教員により異なる。

(イ) 3行目から4行目「ならないが、」まで

認める。

(ウ) 4行目「その実施時間は、」から5行目まで

争う。

正規の勤務時間内で行うことが可能である。

(25) 25について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

認める。

ウ (3)について

児童調査票・保健緊急カードの確認が、年1回行われることは認め、その余は争う。

児童調査票・保健緊急カードの確認に要する時間は各教員により異なる。

(26) 26について

ア (1)について

認める。

イ (2) について

認める。

ウ (3) について

緊急連絡網の作成が年1回であることは認め、その余は争う。

緊急連絡網の作成に要する時間は各教員により異なる。

(27) 27について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

認める。

ウ (3) について

学級懇談会が年に4回開催されることは認め、その余は争う。

学級懇談会の準備・資料作成に要する時間は各教員により異なる。なお、懇談会の資料については前年度の資料がデータとして保存されており、それを活用して作成することも可能である。

(28) 28について

ア (1) について

認める。

ただし、授業参観の際、特別な授業を構成するよう校長から原告に対し、直接指示したことはない。

イ (2) について

認める。

ウ (3) について

争う。

授業参観の準備に要する時間は各教員により異なる。

(29) 29について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

認める。

ウ (3)について

児童全員の配布物の綴じ込みを年1回行うとする点は認め、その余は争う。

児童全員の配布物の綴じ込み作業に要する時間は各教員により異なる。

(30) 30について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

認める。

ウ (3)について

争う。

メール登録の確認及び未登録者への連絡に要する時間は各教員により異なる。

(31) 31について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

認める。

ウ (3)について

争う。

ウィンバードへの記入回数及び所要時間は各教員により異なる。なお、

平成30年度において、原告がウィンバードへの記入を行ったのは平成31年2月4日の1度のみである。

(32) 32について

ア (1) について

(ア) 1行目から4行目まで
認める。

(イ) 5行目から6行目まで
不知。

(ウ) 7行目から9行目まで
認める。

イ (2) について

認める。

ウ (3) について

(ア) 1行目から2行目「必要不可欠であり、」まで
認める。

(イ) 2行目「保護者対応業務は、」から4行目まで
争う。

保護者対応に要する時間は担任しているクラスの児童の状況等によって異なる。

(33) 33について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

指導要録の作成を原告が自発的に行ったかは不知、その余は認める。

ウ (3) について

(ア) 1行目から2行目「20時間である。」まで

争う。

指導要録の作成に要する時間は各教員により異なる。

(イ) 2行目「か」から4行目まで

不知。

なお、XXXXXXXXXX小学校児童情報管理規定第17条において、児童情報が記載されている媒体（指導要録など）を許可無く校外に持ち出すことは禁止されている。（乙25）

(34) 34について

ア (1) について

争う。

ノートの添削範囲、方法、頻度は各教員により異なる。

イ (2) について

児童のノート添削を原告が自発的に行ったかは不知、その余は認める。

ウ (3) について

争う。

ノートの添削方法及び所要時間は各教員により異なる。また、学習内容によっても添削の所要時間は異なる。

(35) 35について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

(ア) 1行目から3行目まで

認める。

(イ) 4行目から5行目まで

争う。

授業で児童が行った作業の添削を校長から原告に対して直接命令した

ことはない。ただし、作業の添削は校長から命じられて行うようなものではなく、教員の本来業務である。

ウ (3) について

争う。

児童1人分の作業結果の添削に要する時間や回数は、作業内容や各教員の方針により異なる。

(36) 36について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

児童の表彰がほぼ全クラスで行われていることは認め、その余は争う。

各クラスにおける児童の表彰は教員に義務づけられた業務ではない。

ウ (3) について

争う。

賞状の形式は自由であり、作成に要する時間は教員により異なる。

(37) 37について

ア (1) について

認める。

イ (2) について

職員会議により決定した業務との点は否認ないし争い、その余は認める。

第1の1(3)イで主張したとおり、職員会議は意思決定権限を有しておらず、校長が自らの権限と責任で決定した業務である。

ウ (3) について

扇風機の清掃とビニールかけを年間1回行っていることは認め、その余は争う。

扇風機の清掃とビニールかけに1時間を要することはない。

(38) 38について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

認める。

ウ (3)について

争う。

エアコンスイッチ入切記録簿の作成に係る所要時間は教員により異なる。

(39) 39について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

職員会議により決定した業務であるとの点は否認ないし争い、その余は認める。

第1の1(3)イで主張したとおり、職員会議は意思決定権限を有しておらず、校長が自らの権限と責任で決定した業務である。

ウ (3)について

認める。

(40) 40について

ア (1)について

認める。

イ (2)について

認める。

ウ (3)について

ふらいでいの作成に1回当たり30分を要する点、年間総労働時

間は6時間であるとする点は争い、その余は認める。

ふらいでいの作成に要する時間は各教員により異なる。

- (41) 4 1について
認める。
- (42) 4 2について
争う。

以上